

# 閲覧用

## 提出された意見等及びそれに対する市の考え方

案件名：第2期みやこのじょう子どもの未来応援計画について

募集期間：令和2年12月1日（火）～令和3年1月5日（火）

意見等提出件数：55件（提出者数8名）

項目	意見等の内容	件数	市の考え方
全般	各機関における具体的な行動指針が示されていないので、明確性に乏しい気がする。子どもを取り巻く環境で、特に大切なのは、学校や児童相談所等における各機関の連携や行動形態が明確に示されることではないでしょうか。民生・児童委員の役割明確化や学校の指導的役割の明確化。学校教育課と学校及びこども課の連携強化が必要ではないでしょうか。	1件	本計画は、市の関係課等が行政として取り組む施策を示しており、各機関における行動指針は示しておりません。しかし、P89「②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携」及びP95「(1) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備」の各施策において、学校、児童相談所等の連携や取組の記載をしております。また、同頁「地域と行政が連携した支援体制のイメージ図」にも示しており、今後とも、教育委員会と福祉部門との連携強化に努めます。
全般	学校現場に勤務する1人として、貧困格差に伴う家庭教育力の格差を肌で実感する。特に学力に関しては、近年注目されているGIGAスクールに対応する家庭におけるWi-Fi環境の整備等が今後どのように進められていくのか注視しているところである。また、無料の学習支援に関する市民の認知の低さも気になった。具体的な取組や実施内容等をPRが求められていると	1件	「GIGAスクール構想」については、国の動向を踏まえて計画推進の参考とさせていただきます。また、無料の学習支援の認知状況が低いことは、学習支援が必要な子どもが参加できていない可能性もあるため、今後はひとり親世帯や生活困難世帯に向けた周知方法の改善についても検討してまいります。

	感じる。		
全般	諸計画実行には地域のリーダー（館長）の意識と実行力が不可欠です。意識改革を図る為に、研修の充実を望みます。	1件	P96「③支援を行う人材の育成・確保」に記載しています。今後も出前講座等あらゆる機会を通じて、子ども（家庭）が抱える問題等について情報の提供を行うことで、支援していただく方々の人材の育成、確保に努めてまいります。
全般	教育の充実のため、学校の門を広く、地域の人材活用を図ることが大切。地域の有識者の意欲も低い状況もある。活用の環境整備が必要ではないでしょうか。	1件	市内の全学校をコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置）としています。地域の核となる方に協議会のメンバーを担っていただき、地域から学校への支援、学校から地域への貢献のためにどのような活動が必要かを協議しています。地域人材については、活用の幅が広がっており、例えば、地域の方が小学校家庭科の授業に講師で来ていただいたり、キャリア教育の一環で、地域の方から地域の歴史や課題について話を聞いたりする学習を行っています。これから、「地域とともにある学校」づくりが加速し、さらに地域の人材活用は進んでいくと考えられます。
P8 ◆世帯人員数	8行目文中、家族関係にない方を含みます。を「方も含みます」に変更したほうがよい。	1件	御指摘の点については、保護者向け調査にて記載した内容ですので、現行のままとします。
P9 ◆本市における生活困難世帯の状況	表中、本市における生活困難世帯の状況について、実数だけではなく割合も載せるといいのではないかと。  表中、生活困難世帯の回答者全体に占める割合が	1件   1件	御意見を参考に、生活困難世帯の状況の割合を「回答者全体に占める割合（前回調査）」として表中に追記しました。

	15.9%であるのに対し、P15 の本市の要保護及び準要保護児童生徒数では12.6%である。3ポイントの差が示す児童生徒の家庭に就学援助があるということが周知されているのか。周知は100% (P85) となっているが。		今回の調査は、小学1・4・6年生、中学3年生の保護者を対象としており、全保護者を対象としておりません。また、保護者向け調査で用いた「相対的貧困層となる区分」の金額と、就学援助の基準となる要件が同一ではないためそれぞれの割合が異なります。 なお、周知については学校を通じて100%児童生徒に行っております。
P13 ◆都城市将来人口推計（年齢3区分別人口の推移）	図表5の凡例において、区別がつきづらいので、丸以外の印を用いるなどして変えてほしい。	1件	御意見を参考に、凡例を●印以外で▲印や■印を用いて見やすくしました。
P23～52 ③調査結果のポイント	調査結果等に関して、具体的な考察があまりないような気がします。	1件	保護者・子ども向け調査や民生委員児童委員向け調査の結果について、全てに考察は記載しておりませんが、この調査から問題点を把握して、施策に反映させています。
P24 イ、「物質的はく奪」の状況にある世帯について	12行目～生活困難世帯の結果を前回と比較すると～中略～「 <u>1.5%高くなっています。</u> 」を「1.5%程度高くなっています。」に変更したほうがよい。	1件	生活困難世帯の「電話料金の未払い」は、令和2年度が15.4%、平成29年度が13.9%です。差は1.5%であるので、現行のままとします。
P25 ◆経済的理由により子どもにしていること	表中、経験的はく奪の意味を説明する必要があるのではないかと。  1行目～「1年に1回くらい家族旅行に行くが最も高く」と記載されているが、「最も高く」と記載す	1件  1件	経験的はく奪は、経済的理由により行うことが難しい経験と同じであるため、P25、26の表に記載していた経験的はく奪は削除しました。  調査内容における最も高い項目についての記載であるため、現行のままとします。

	ると良い方に捉えるのではないか。		
P25～ 図表について	調査の表を左右対象にそろえると比較しやすくなるのではないか。(他 P30、32、34)	1 件	御意見を参考に、表を修正しました。
P28 グラフ◆過去 1 年間に医療機関で子どもを受診させなかった経験	子どもを医療機関で受診させなかった理由について、R2 年度から子どもの医療費は中学校卒業まで助成させるようになったので、前回との比較もあるとよいのではないか。	1 件	御意見を参考に、「平成 29 年度調査時のデータ」をグラフに追加し、文中に「前回調査時と比較すると 2.6 ポイント低くなっています。なお、令和 2 年度より都城市子ども医療費助成事業として、中学生までの子どもに対象を拡大しています。」と追記しました。
P29 ◆子ども用の持ち物等	経済的理由で持っていないものとして「インターネット接続のパソコン・タブレット」の割合が高いが、新型コロナウイルスの影響で長引く休校中の対策として、オンライン授業を考える学校も多い中、都城市ではどう今後対応していく予定なのか。	1 件	本市では現在、国の補助事業を活用しながら、全小・中学校の校内無線 LAN 整備及び 1 人 1 台端末用の充電保管庫の各教室への設置を進めているところです。また、児童・生徒 1 人 1 台端末の整備についても、準備を進めているところです。オンライン授業につきましては、1 人 1 台端末が整備されることによって、実施の可能性は高まると考えております。しかし、現在のところ、家庭の通信環境、パソコンを持ち帰った場合の管理及び教職員側の ICT 活用スキル等、検討すべき課題は多くあります。したがって、教室の中でクラウドを活用した授業を行い、子どもたちの学びを充実させ、まずは学校の授業において 1 人 1 台端末の活用を推進し、その上でオンライン授業の可能性についても模索してまいりたいと考えております。

<p>P50 キ. 学習支援について</p> <p>P80 対策の柱1：子どものための教育支援</p>	<p>無料の学習支援について貧困対策として学習支援を行っているなら、期間限定や月数回の開催では、本当の意味での対策にはつながらないと思う。他対策として、学習塾や習い事に通うためのクーポンを助成している市もあるが、今後の検討課題にはならないでしょうか。</p>	<p>1件</p>	<p>今後、年間を通した支援を、段階的に目指していきます。また、本市としては、学力向上だけではなく、子どもたちが将来、社会生活を営む上で必要な生活習慣を身につけさせることも行っております。</p>
<p>P54 ◆貧困の状態に置かれた子どもの数は、増えていると感じるか</p>	<p>貧困の状態に置かれた地域別の実態数が必要(対策上)</p>	<p>1件</p>	<p>貧困の状態に置かれた子どもの対策は市全域の問題と捉えているため、現行のままとします。</p>
<p>P59～P65 ヒアリングの主な意見等</p>	<p>ヒアリングの主な意見等において好ましくない表現や分かりづらい表現がある。</p>	<p>1件</p>	<p>御意見を参考に、P59～P65にあるヒアリングの主な意見等を見直して、好ましくない表現や分かりづらい表現のある意見を修正しました。</p>
<p>P68 施策1 「学校」をプラットフォームとした総合的な対策の展開</p>	<p>表中、施策の達成状況の中で、OJTとOff-JTの意味の説明が必要ではないか。</p>	<p>1件</p>	<p>御意見を参考に、本計画最終章資料編の「用語の解説」に追加しました。</p>
<p>P70 施策1 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備 ③子どもの貧困対策事業の周知啓発  施策3 子どもに対する就労支</p>	<p>「③子どもの貧困対策事業の周知啓発」がA評価であるが、アンケートの結果を見ると周知が足りてないことがある。また、施策3の子どもに対する就労支援についても周知不足とされているのに、どのような観点で、A評価となったのか。</p>	<p>1件</p>	<p>「③子どもの貧困対策事業の周知啓発」においては、「児童手当等の各種支援制度」「子供の未来応援国民運動の啓発」「子育て応援カード利用啓発及び協賛店の加入促進」の3つの施策における評価になります。また、施策3の子どもに対する就労支援については、相談者や利用者の減少の原因が、周知不足とは言い切れないため、「高校側とのこれまで以上に連</p>

援			携を取り、就職につながるよう取り組みを強化する。」と、表現を修正しました。
P78 2 基本方針	基本方針の中で、「市民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困対策に取り組む」とあるが、「市民・関係団体・関係機関・行政」に変更したほうがよい。	1 件	宮崎県子どもの貧困対策推進計画の基本方針に合わせているため、現行のままとします。
P80 対策の柱 2 : 子どものための生活の安定に資するための支援	22 行目 「対策の柱 2 : 子どものための生活の安定に資するための支援」を「対策の柱 2 : 子どもの生活の安定」に変更したほうがよい。	1 件	宮崎県子どもの貧困対策推進計画の基本方針に合わせているため、現行のままとします。
P89 1 子どものための教育支援 (1)「学校」をプラットフォームとした総合的な対策の展開 ①学校教育による学力保障	「①学校教育による学力保障」を「①学校教育による学力保障と役割」に変更したほうがよい。  施策 1 (1)①「学校教育による学力保障」については、本計画案をもとに教職員の理解をさらに深めるようにしたい。	1 件  1 件	宮崎県子どもの貧困対策推進計画に合わせているため、現行のままとします。  いただいた御意見は今後の計画推進の参考とさせていただきます。
P89 具体的施策 教職員に対する啓発	教職員に対する啓発 P 68 の評価にある O J T や O f f - J T を具体的にどう活用するのか。教職員の働き方改革との関連性をどう考えるのか。	1 件	学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、子どもに自己肯定感を持たせられるよう指導や支援体制を強化し、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深める研修会を充実します。教職員の働き方改革において、研修は、内容の精選が行われています。しかし、子どもの貧

			困問題については子どもの将来に関わる重要な内容であるので、教職員の意識の向上を図ってまいります。
P89 ②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	施策1(1)②「学校を窓口とした福祉関連機関等との連携」については、スクールカウンセラーを小学校にも派遣してもらい大いに助かっている。また、ひとり親家庭の状況把握や家庭環境に起因すると思われる不登校傾向児童の対応には、主任児童委員や民生委員の皆様の積極的な支援をいただいている。	1件	いただいた御意見は今後の計画推進の参考とさせていただきます。
P90 ③地域による学習支援の表中、放課後児童クラブの推進	地域による学習支援について 放課後児童クラブの推進が挙げられているが、都城市のホームページによると、放課後児童クラブの目的は 児童クラブは、児童福祉法に基づき、小学校に就学している児童で、保護者が就労などにより昼間家庭にいない子どもを対象として、その放課後の時間帯において、保護者の代わりに家庭的機能を補いながら、学校や児童館・児童センター、保育園や幼稚園などの施設内で「生活」の場を提供し、安全な遊び場の提供や生活指導などを行います。学校や塾とは違いますので、	1件	放課後児童クラブでは、原則として指導は行いませんが、学習する習慣を身に付ける場として期待できますので、学習支援として位置付けています。そのため、現行のままとします。

	<p>原則、宿題や勉強の指導は行いませんが、子どもが自主的に取り組むための自習時間を設けています。とあるので、放課後児童クラブでの学習支援ができるのか疑問である。</p>		
<p>P 90 ③地域による学習支援の表中、生活困窮世帯・ひとり親家庭の学習支援</p>	<p>本事業の認知度を高めるための情報発信 本事業については、市内全域において認知度は低いと感じる。地区公民館、学校、PTA等へ情報発信を進めてほしい。どのような団体があるか。どんな事業を、どこでやっているか。どのような人達が支援しているか。参加している児童生徒の様子など。</p> <p>生活困窮世帯・ひとり親世帯の学習支援と地域ボランティア等による学習支援を別の内容にすると、生活困窮世帯・ひとり親世帯というレッテル貼りにつながるということが考えられるので、まとめてもよいのではないか。</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>学習支援を必要とする子どもが参加できていない可能性もあるため、今後はひとり親世帯や生活困難世帯等に向けた周知方法の改善を検討してまいります。</p> <p>施策として別々の内容となっていますが、そのようなことがないように、事業を行う上で周知方法等については、十分な配慮を行っております。</p>
<p>P 90 ③地域による学習支援の表中、生活困窮世帯・ひとり親家庭の学習支援</p>	<p>14 行目「今後は、内容の平準化や充実を図ります。」の「内容の平準化」が分かりづらいので変更したほうがよい。</p>	<p>1 件</p>	<p>御意見を参考に次のように施策の内容を全て修正します。</p> <p>「生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども等を対象に、無料で利用できる学習支援の場を広く周知します。今後は、地域によって短期間で実施していると</p>



			ころや対象年齢が異なるため、まずは年間を通した支援への移行することで受講しやすい環境を提供します。」に修正します。
P90 ③地域による学習支援の表中、地域ボランティア等による学習支援	<p>実態に応じた個別指導が困難 学習支援ボランティアは立場上、学校での学習状況、家庭での教育貧困状況はつかめない。したがって、能力差に応じた個別指導に困難を感じるが多々ある。小学校経験者の支援者の発掘も必要。人材登録名簿等から紹介してほしい。</p> <p>12 行目「退職予定の教職員」を「退職者や退職予定の教職員」に変更したほうがよい。</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>御意見のとおり認識しており、人材登録を行っておりますので、紹介は可能です。</p> <p>退職者については、個別の把握が難しいため、広報等を通じて広く地域住民等に呼び掛けを行ってまいります。そのため、現行のままとします。</p>
P91 ①保育料の負担軽減の表中、幼児教育・保育の負担軽減	4 行目「幼児教育」を「幼児教育費」に変更したほうがよい。	1 件	「幼児教育費」という言葉は用いていないため、以下のように修正します。具体的施策「幼児教育・保育の負担軽減」を「幼児教育・保育の無償化の実施」に、施策の内容「子ども・子育て支援事業計画」などに基づき、幼児教育の負担軽減に努めます。」を「令和元年 10 月より実施されている幼児教育・保育の無償化制度については、その円滑な実施に努めます。」に修正します。
P91 ②幼児教育・保育の量の確保と質の向上の推進の表中、	11 行目「保育士の処遇改善」を「幼稚園教諭や保育士の処遇改善」に変更したほうがよい。	1 件	保育士等の処遇改善に修正します。

幼児教育・保育 の量の確保			
P92 ②義務教育段階 の就学支援の充 実の表中、 要保護・準要保 護児童生徒への 就学援助	義務教育での支援で給食 費等の支給ではなく、その 分無料（免除）とするとよ いのでは。学校の収集業務 の軽減になる。親は支給金 を外に使う者もいる。	1 件	学用品費・給食費等については学校 ごとに金額・徴収方法が異なるため、 統一するのに検討が必要です。就学 援助費については、保護者の希望に より、学校口座へ直接支給すること も行っており、適切に管理が行える ように対応しております。
P 92 ④特別支援教育 に関する支援の 充実の表中、 早期発見・早期 療育の支援体制 整備	特別支援教育に関する支 援の充実について 早期 発見だけでなく早期療育 も必要ではないか。指導・ 支援ではなく療育・支援で はないか。	1 件	御意見を参考に、具体的施策を「早 期発見の支援体制整備」から「療育 に関する支援体制づくりと連携の強 化」とし、施策の内容を「乳幼児か らの早期の支援体制づくりと関係機 関相互の連携を強化し、家庭環境等 に左右されず一貫した指導・支援を 実現する相談・支援体制の整備・充 実を図ります。」から「早期発見・早 期療育のため、乳幼児期からの一貫 した指導・支援を行う体制の整備・ 充実を図ります。」に修正します。
P95 ①関係団体が連 携したネットワ ークの構築	「①関係団体が連携した ネットワークの構築」は 「①関係機関が連携した ネットワーク構築」に変更 したほうがよい。	1 件	宮崎県子どもの貧困対策推進計画に 合わせているため、現行のままとし ます。
P95 ①関係団体が連 携したネットワ ークの構築	学校、地区の民生児童委員 との連携 経済的貧困に ある世帯の実態把握は困 難であり、教育貧困にある 児童生徒の募集は困難を 極める。実態を把握する立 場にある学校（担任）、地	1 件	民生委員児童委員協議会会長会や 小・中学校校長会を通して周知を図 り、関係団体と行政が連携したネッ トワークの構築を目指してまいりま す。

	<p>区の民生児童委員からの協力が望まれる。例えば、対象世帯への「募集案内」の配付、定期的な活動参観などで子どもへの声掛けなどがあるとよい。是非、行政側からも働きかけてほしい。このような連携ができてこそ、本事業の趣旨は実現できる。ボランティア団体に「事業運営全て一任」では実現は期待できない。</p>		
<p>P95 イメージ図 ■ 地域と行政が連携した支援体制のイメージ</p>	<p>支援体制のイメージ図について ひとり親家庭・生活困窮家庭への学習支援を行政が行うのか。深刻な場面が行政、軽微な場合が地域という分け方でいいのか。</p> <p>支援体制のイメージ図「子ども食堂」の横に「こども宅食」も表記出来ないのか？子ども食堂よりも困窮世帯に届く支援の一つとして、第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画の「子どもに対する生活支援」にも盛り込まれている。また現在都城市全域を対象として稼働中である。</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>地域と行政が連携した支援体制のイメージ図では、行政が深刻、地域が軽微ということで表していますが、行政が手の届かない部分を地域が担う場合もあり、地域と行政が連携した支援が必要となります。いただいた御意見を踏まえ、子ども（家庭）が抱える問題の度合いと支援対象者のイメージを削除いたします。</p> <p>御意見を参考に、支援体制のイメージ図に「子ども宅食等」を追加しました。</p>
<p>P97 ①子どもの食に関する支援の表</p>	<p>子ども食堂の運営団体等への支援の6行目に「補助</p>	<p>1 件</p>	<p>内容を考慮して、「補助金等の積極的な活用を促します」と修正しました。</p>

<p>中、子ども食堂等の運営団体への支援</p>	<p>金の紹介を行います。」とあるが「補助金の積極的な活用を図ります。」に変更したほうがよい。</p> <p>また、7行目「団体の活動を広報紙に掲載する等し、支援を行います。」を「団体の活動を広報紙に掲載するなど、一般への啓発・支援します」に変更したほうがよい。</p> <p>子ども食堂について 子ども食堂が開催できる場の設定をどう考えるか。</p>	<p>1件</p> <p>1件</p>	<p>内容を考慮して、「掲載するなど、市民へ周知します。」と修正しました。</p> <p>子ども食堂については、地域の実情に合わせ、各団体が開催場所や回数などをそれぞれに企画し実施しています。市としてはその活動を支援してまいります。</p>
<p>P97 ①子どもの食に関する支援の表中、子どもの食に関する支援</p>	<p>フードバンクの活用はいいことです。生産者へ商品規格外の品を提供されるよう（低価格で購入する）なシステム作りで両方助かるのではないのでしょうか。</p>	<p>1件</p>	<p>いただいた御意見は今後の計画推進の参考とさせていただきます。</p>
<p>P98 ③子どもの健康づくりに関する支援の表中、お口の健康づくりの推進</p>	<p>フッ化物を応用したむし歯予防対策とはフッ化物洗口ではないのか。</p>	<p>1件</p>	<p>子どもの健康づくりという括りですと、らえますと、「フッ化物を応用したむし歯予防対策」という記述が望ましいと考えます。</p> <p>「フッ化物を応用したむし歯予防対策」について、用語の解説に追加しました。</p>
<p>P100 ①妊娠期からの切れ目ない支援等</p>	<p>出産後の生活の有り方(子育て)について、将来像や経済問題、家庭の有り方な</p>	<p>1件</p>	<p>いただいた御意見は今後の計画推進の参考とさせていただきます。</p>

	どの情報提供（研修）が大切です。育児放棄、児童虐待など防げるのでは。		
P100 ②住宅支援の表中、 住居確保給付金の支給	住居確保給付金について周知が必要。	1件	住居確保給付金については、暮らしの情報への掲載、チラシの作成及び市のホームページに掲載し周知を図っております。 生活に困窮し支援を必要とする世帯に住居確保給付金の情報が行き渡るように、今後も生活自立相談センターと綿密に連携を図ってまいります。
P100 市営住宅の提供	市営住宅申込時の保証人について、ひとり親家庭は保証人（2人）立てるのは容易ではない。困窮している方への保証人の見直しをお願いしたい。  市営住宅の保証人がない場合の対策。	1件  1件	市営住宅の管理運営上、連帯保証人は必要不可欠と考えておりますが、一方で、入居希望者の連帯保証人確保が困難な場合が想定されることから、連帯保証人に関する規定等の見直しを行い、以下のように連帯保証人の条件等を緩和いたしました。 ①連帯保証人は、市内または隣接市町村に居住している方に限られていましたが、この居住地条件を撤廃いたしました。（令和2年4月1日施行） ②民法改正に伴い、連帯保証人の債務負担に上限を設けました。（令和2年4月1日施行） ③60歳以上の方や、一定基準の障がいのある方などで、連帯保証人の確保が困難と認められる場合は、連帯保証人1人、又は2人を免除できます。（平成30年4月1日施行） 連帯保証人の確保が困難な場合は、住宅施設課の窓口に御相談ください。

<p>P101</p> <p>①児童扶養手当等の各種手当の支給の表中、児童手当の支給</p>	<p>離婚が成立していない場合、子どもを養育している母親に児童手当が支給されず、父親に支給されているケースがある。対策を考えて欲しい。</p>	<p>1件</p>	<p>児童手当においては、婚姻中であっても、離婚協議中であることを明らかにできる書類（協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本等）の提出で受給者変更できます。また、配偶者からの暴力を訴えている場合においても、受給者変更できる場合があります。なお、このことは、ホームページ等で周知しております。</p>
<p>P102</p> <p>④生活保護制度における経済的支援の表中、生活保護による支援</p>	<p>生活保護の申請は国民の権利です（厚生労働省）を入れてほしい。</p>	<p>1件</p>	<p>本計画では、具体的な施策の内容を記載しておりますので、提案の表現は記載内容にそぐわないため、現行のままとします。</p>
<p>P102</p> <p>⑤養育費の確保の表中、養育費の確保に関する相談支援</p>	<p>養育費の確保についても、養育費の保証促進補助金などの体制を整えて貰いたい。</p>	<p>1件</p>	<p>本市では家計相談や養育費の取得方法についての研修会を開催しております。養育費の確保については、まずは、相談や研修会を通して養育費の取得方法等について啓発を行います。</p>
<p>P106</p> <p>③心身の健康確保の表中、乳児家庭全戸訪問</p>	<p>乳幼児家庭全戸訪問の際の情報の共有を</p>	<p>1件</p>	<p>御意見を参考に、「実施に当たっては母子保健推進員との情報共有をした上で、連携を深め、母子保健推進員の負担が軽減できるようサポートを強化します。」と修正しました。</p>
<p>P106</p> <p>DVに対する支援</p>	<p>シェルターが必要ではないか。</p>	<p>1件</p>	<p>DV被害者及び同伴児童の一時保護については、警察署及び女性相談所、児童相談所等と連携を図り迅速に対応できるよう情報共有を図ります。避難先として他市にある民間シェルターと連携を図り情報提供及び一時避難支援を行っております。</p>

<p>みやこのじょう 子どもの未来応援計画【概要版】</p>	<p>応援計画（概要版）の P7 施策 1～4 は、いずれも大切なことだと思う。中でも、1. 「子どものための教育支援」は、経済的に困っている世帯を改善する上で、重要だと考える。将来、経済的に自立できる子どもを育てるには、教育は欠かせない。自分も奨学金制度のおかげで大学に進学できたことに感謝しているので、経済状況で夢をあきらめる子どもがいないう、何か協力したい。社会全体の理解も大事だと思う。</p>	<p>1 件</p>	<p>いただいた御意見は今後の計画推進の参考とさせていただきます。</p>
------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	---------------------------------------